

様々な人権問題

これらのほかに、難病患者や感染症のキャリアの人権、個人情報の保護の問題など、様々な人権問題があります。また、世界には、未だ戦争や民族紛争、迫害等の深刻な人権問題が存在し、世界中に人権を侵害され、命の危機にさらされている人がいます。

誰もが、人権を侵害され、日常を奪われるリスクを抱えています。すべての人の人権が尊重され、あらゆる差別や偏見のない平和な社会の実現に向けて、人権問題についての理解を深め、一人ひとりがその解決に役割を果たすために、人権教育・啓発の積極的な推進を図ります。

推進体制の整備等

県の推進体制



県の各部局は、「人権の主流化」の視点を踏まえ、副知事を本部長とする県人権尊重の社会づくり推進本部の下、緊密な連絡調整を図り、基本計画に基づき、総合的かつ効果的に人権教育・啓発関係施策を推進します。

国及び市町村との連携

国及び市町村と緊密な連携・協力の下、基本計画に基づく人権教育・啓発の効果的な推進に取り組みます。

特に、地域の状況を踏まえた人権教育・啓発を行うため、市町村と緊密に連携して取り組みます。



関係団体・企業等との連携と自主的取組の促進

各種団体や企業等による自主的・主体的な人権教育・啓発活動を促進するため、県人権同和問題啓発推進協議会と連携も図りながら、それらの活動に対して積極的な支援を行います。



基本計画のフォローアップ

計画の進捗状況については、毎年度、県のホームページ等を活用して県民に情報提供するとともに、取組の成果と課題を検証し、その結果を施策の推進に反映します。



意識調査の実施

県民の人権に関する意識の状況や変化等から、県の施策の成果と課題を検証し、その結果を基本計画の策定や改定に反映させるために、県は5年ごとに意識調査を実施します。

